

平成25年第9回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成25年9月24日(火) 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市教育委員会庁舎 会議室
3. 会議録署名人 教育委員 柴山 博光
4. 出席者 教育委員 5名
事務局 12名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題(議事) 以下のとおり
7. 会議の大要
 - (1) 開会
平澤委員長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
平澤委員長 柴山委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
飯島教育長 教育長事務報告をする。
平澤委員長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。
柴山委員 10月11日の外部評価委員会というのは、どういったことを行うのですか。
事務局 教育委員会で所管している事務事業があるわけですが、これらの全部ではないですが抽出した事業について、外部の方々に説明をしたうえでその内容について評価をしてもらいます。
私どもは必要な事業だと思って進めているわけですが、外部の目から見てこの事業はどうなのかという意見等があればいただきたいということで実施するものであります。
柴山委員 完全に第三者の方なんですか。
事務局 そうですね。昨年度の外部評価委員会の委員については、大学教授の方、教育関係者、元PTA役員の方などの外部の方をお願いしております。評価の判定については、今後とも現行どおり継続するか、改善して継続するか、休止・廃止するかといったような評価をいただくようになっています。

平澤委員長　　その他何かございますか。
各委員　　　　(特になしの声)
平澤委員長　　それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(4) 議事

平澤委員長　　続きまして、議事に入ります。なお、本日の付議案件は3件ございますが、報告第14号は人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員　　　　(異議なしの声)

平澤委員長　　それでは、異議なしと認め、報告第14号の案件を非公開といたします。

【報告第14号】(非公開)

平澤委員長　　それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

平澤委員長　　報告第15号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局　　　　原案に基づいて説明をする。

平澤委員長　　これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員　　　　(特になしの声)

平澤委員長　　それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員　　　　(異議なしの声)

平澤委員長　　異議なしと認め、報告第15号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長　　議案第33号 笠間市適応指導教室設置要綱の一部改正についてを上程し、事務局より説明を求めます。

事務局　　　　原案に基づいて説明をする。

平澤委員長　　これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員　　　　(特になしの声)

平澤委員長　　それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員　　　　(異議なしの声)

平澤委員長　　異議なしと認め、議案第33号 笠間市適応指導教室設置要綱の一部改正については、原案のとおり可決いたします。

(5) その他

①学校と警察の連携について

柴山委員 先日、テレビで見えていたら大阪市教育委員会のことですが、生徒がかなり悪いことをしたため警察に初めから通報をしたということがあり、大阪ではこういうことをした場合に警察に通報してもいいという基準を1から5段階で何か作ってみたいですが、笠間市にはそういうものはありますか。

飯島教育長 笠間市で例えば校内暴力行為があったというような場合、学校で抑えることができない状況のときには、警察に通報するという形をとっています。また、非行とか不良行為があった場合についても同じような考え方で対応します。

あとは、例えば子ども同士の間で恐喝があったとか、暴力行為があったというときには、本人と親も含めてですが、警察の方に任せるといった判断になった時には警察ということで考えており、警察に届けないというようなことを大前提には考えていません。警察にもそこは協力をお願いしています。

事務局 現在は学校と警察とで協定を結んでいて、この学校の中には県立高校と市町村立学校が含まれています。その中にこういう場合は警察に通報するという決まりがあり、逆に警察の方でも夜にどこかに子どもがいたときや犯罪があった場合には学校に通報するという、お互いに警察が通報するべき事項と学校が通報するべき事項ということを取り決めて運用をしています。

飯島教育長 実際には、学校の中で何かあったときにはそのレベルというのは関係ないですね。そこで、子どもが例えば大暴れして体を張って止められない状況だったら警察に通報し、当然学校で止めた後にこの後どうするかというのは、学校とそれから警察で判断することになります。要するにその暴れた子がこの後どういう生活をしていくかということが大事なので、今は警察に届けるということは遠慮しないようになっています。むしろこういうことをしては、社会的に罰せられるというふうにした方がいいというのが学校の判断ですよ。

柴山委員 そうならないようにするのが一番いいですけどね。

飯島教育長 例えば、学校でもそうした問題行動があって、学校の指導の範囲でこれは大丈夫だというときには学校だけとし、この次同じようなことがあったときにはこれは警察に言われても仕方がないということを書いて指導します。もちろんそれは親や子どもにきちんと知らせるの指導としています。

平澤委員長 関連するかどうか分からないですが、交通違反をしたり、深夜に児童生徒が徘徊していて警察の方で補導した場合に警察の方では学校に連絡してきてくれるのですか。

飯島教育長 今は警察から間違いなく通報してもらえます。

平澤委員長 そういう事件事項については、やっぱりきちんと是は是、非は非という対応で子どもたちにそれが社会なのだということを教えていかないといけないですね。

 今後とも色々な事例が出てくるかもしれませんがどれもよろしくお願ひしたいと思います。

(6) 閉会

平澤委員長 午後2時29分閉会を宣す。

8. 議決事項

報告第14号	専決処分の承認を求めることについて（非公開）	承認
報告第15号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第33号	笠間市適応指導教室設置要綱の一部改正について	可決